

令和4年度第3回東京都入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和5年3月29日（水） 東京都庁第一本庁舎 33階北側特別会議室N1																				
出席委員	<table border="0"> <tr> <td>日本大学総合科学研究所客員教授（委員長）</td> <td>有川 博</td> </tr> <tr> <td>（元）会計検査院官房審議官</td> <td>飯塚 正史</td> </tr> <tr> <td>東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授</td> <td>小見 康夫</td> </tr> <tr> <td>弁護士（第一芙蓉法律事務所）</td> <td>木下 潮音</td> </tr> <tr> <td>東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科教授</td> <td>小池 孝子</td> </tr> <tr> <td>愛知大学地域政策学部地域政策学科准教授</td> <td>斉藤 徹史</td> </tr> <tr> <td>（元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長</td> <td>仲田 裕一</td> </tr> <tr> <td>東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授</td> <td>堀田 昌英</td> </tr> <tr> <td>弁護士（東京国際法律事務所）</td> <td>松本 はるか</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（敬称略・計9名）</td> </tr> </table>	日本大学総合科学研究所客員教授（委員長）	有川 博	（元）会計検査院官房審議官	飯塚 正史	東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授	小見 康夫	弁護士（第一芙蓉法律事務所）	木下 潮音	東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科教授	小池 孝子	愛知大学地域政策学部地域政策学科准教授	斉藤 徹史	（元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長	仲田 裕一	東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授	堀田 昌英	弁護士（東京国際法律事務所）	松本 はるか		（敬称略・計9名）
日本大学総合科学研究所客員教授（委員長）	有川 博																				
（元）会計検査院官房審議官	飯塚 正史																				
東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授	小見 康夫																				
弁護士（第一芙蓉法律事務所）	木下 潮音																				
東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科教授	小池 孝子																				
愛知大学地域政策学部地域政策学科准教授	斉藤 徹史																				
（元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長	仲田 裕一																				
東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授	堀田 昌英																				
弁護士（東京国際法律事務所）	松本 はるか																				
	（敬称略・計9名）																				
審議事項	<p>(1) 令和4年度東京都入札監視委員会第3回制度部会審議結果（公開審議案件）について</p> <p>(2) 令和4年度東京都入札監視委員会第4～8回制度部会審議結果（業界団体との意見交換会）について</p> <p>(3) 令和4年度東京都入札監視委員会第2回第一監視部会審議結果（定例審議案件）について</p> <p>(4) 令和4年度東京都入札監視委員会第2回第二監視部会審議結果（定例審議案件）について</p> <p>(5) 令和4年度東京都入札監視委員会第1～2回指名停止等に係る苦情処理部会審議結果（指名停止等に係る苦情処理審議案件）について</p>																				
議案の概要	<p>(1)、(2) 令和4年度東京都入札監視委員会第3～8回制度部会の結果について報告を受けた。</p> <p>(3) 令和4年度東京都入札監視委員会第2回第一監視部会の結果について報告を受けた。</p> <p>(4) 令和4年度東京都入札監視委員会第2回第二監視部会の結果について報告を受けた。</p> <p>(5) 令和4年度東京都入札監視委員会第1～2回指名停止等に係る苦情処理部会結果について報告を受けた。</p>																				
委員会による審議結果報告	(1)～(5)について意見交換を行った。																				
事務局からの報告	-																				

委員からの 意見等の概要	<p>○ 指名停止等に係る苦情処理部会について、部会からの報告後の状況を教えてほしい。</p> <p>【回答】</p> <p>指名停止期間について、現行6か月が妥当とする意見と期間を減算すべきとする意見が出されたことを踏まえ、期間の再検討を行うために苦情申立人に対して、契約締結を辞退した正当な理由について、申立人の主張を客観的かつ明白にその事実を裏付ける証拠資料の提出を求めたが、あらかじめ設定した期日までに申立人からの応答がなく、資料の提出がなかったことから、指名停止期間は当初の通り6か月から期間の変更を行っていない。</p> <p>また、第2回の部会終了後に各委員から、東京消防庁の一連の調達手続における改善点及び今後の発注に当たっての留意点についてご意見を頂き、東京消防庁として、さらには東京都としても仕様書策定にあたっての事務手続き等の改善を図っている。</p>
-----------------	--